



厚生労働省発職第 0119001 号

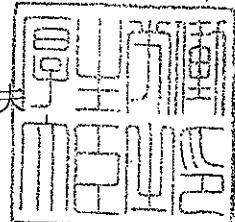
労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号に基づき、別紙「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案要綱」について貴会の意見を求める。

平成19年1月19日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用対策法の一部改正

一 目的

国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に發揮され、人口構造の変化に対応した雇用機会の確保その他の労働力の需給の質量両面にわたる均衡を促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することをこの法律の目的とするものとすること。

二 国の施策

国が一の目的を達成するため必要な施策を総合的に講じなければならない事項として、次に掲げるものを追加すること。

(一) 女性の職業の安定を図るため、妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進その他の女性の就業を促進するため

に必要な施策を充実すること。

- (二) 青少年の職業の安定を図るため、職業についての関心と理解を深めるとともに、雇用の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進、雇用管理の改善等を図るために必要な施策を充実すること。
- (三) 高年齢者等の職業の安定を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の円滑な実施の促進、再就職の促進、多様な就業機会の確保その他の高年齢者等がその年齢にかかわりなくその意欲及び能力に応じて就業することができるようにするために必要な施策を充実すること。
- (四) 障害者の職業の安定を図るため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。
- (五) 高度の専門的な知識又は技術を有する外国人の受入れが円滑に行われ、外国人がその有する能力を有効に發揮できるようにするため、雇用管理の改善、離職した場合の再就職の促進等を図るために必要な施策を充実すること。
- (六) 地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用を促進するためには必要な施策を充実すること。

- (七) (一)から(六)までのほか、産業に必要な労働力の確保及び良好な雇用機会の創出を図るため、事業主が行う雇用管理の改善等に係る措置を促進するためには、必要な施策を充実すること。
- (八) 事業規模の縮小等の際に、失業を予防するとともに、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。
- (九) 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善等を促進するためには、必要な施策を充実すること。

三 事業主の責務

- (一) 事業主は、青少年の有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善、実践的な職業訓練の実施その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならないものとすること。
- (二) 事業主は、その雇用する外国人が職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇等により離職する場合において再就職を希望するときは、求人の開拓その他再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない

いものとすること。

(三) 厚生労働大臣は、(一)及び(二)の事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、公表するものとすること。

四 雇用対策基本計画に関する規定を削除すること。

五 外国人雇用状況の届出等

(一) 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項を確認し、厚生労働大臣に届け出なければならないものとすること。

(二) (一)の届出があったときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより当該届出に係る外国人の雇用管理の改善又は再就職の促進に努めるものとすること。

イ 職業安定機関において、事業主に対して、当該外国人の在留資格等に応じた適正な雇用管理を行うこと及び事業主の求めに応じて、再就職の援助を行うことについて、必要な指導等を行うこと。

ロ 職業安定機関において、当該外国人に対して、その有する能力を有効に發揮できるようにするた

め、その在留資格に適合した雇用情報の提供並びに求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

ハ 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

(三) 厚生労働大臣は、法務大臣から、外国人の在留に関する事項の確認のため求めがあつたときは、(一)の届出に係る情報を提供するものとすること。

六 その他

(一) 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとすること。

(二) 罰則に関し所要の改正を行うこと。

(三) その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 地域雇用開発促進法の一部改正

一 目的

雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もつて当該労働者の職業の安定に資

することをこの法律の目的とするものとすること。

二 定義

(一) 雇用開発促進地域

その地域内に居住する労働者等の総数に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にある等の要件に該当する地域をいうものとすること。

(二) 自発雇用創造地域

その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、求職者が就職することが困難な状況にあること及び市町村、都道府県、事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出（以下「雇用の創造」という。）の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしている等の要件に該当する地域をいうものとすること。

三 地域雇用開発指針

厚生労働大臣は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（以下「地域雇用開発指針」という。）を策定するものとすること。

四 地域雇用開発計画

(一) 都道府県は、雇用開発促進地域に該当すると認められるものについて、地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用開発計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができるものとすること。

(二) 地域雇用開発計画においては、雇用開発促進地域の区域、地域雇用開発の目標に関する事項、地域雇用開発を促進するための方策に関する事項等を定めるものとすること。

(三) 厚生労働大臣は、(一)の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定める審議会の意見を聴かなければならないものとすること。

五 地域雇用創造計画

(一) 市町村は単独で又は共同して、都道府県は市町村と共同して、自発雇用創造地域に該当すると認め

られるものについて、地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用創造計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができるものとすること。

(二) 地域雇用創造計画においては、自発雇用創造地域の区域、地域雇用開発の目標に関する事項、当該地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野に関する事項、(二)の協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）その他厚生労働省令で定める団体に関する事項、当該地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項等に関する事項を定めるものとすること。

(三) 市町村長又は都道府県知事は、地域雇用創造計画の案を作成するに当たっては、地域雇用創造協議会の議を経なければならないものとすること。

(四) 厚生労働大臣は、(一)の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議とともに、政令で定める審議会の意見を聽かなければならないものとすること。

六 地域雇用開発のための措置

(一) 雇用開発促進地域

イ 政府は、(一)の同意を得た地域雇用開発計画に係る雇用開発促進地域における地域雇用開発を促

進するため、当該計画の内容に応じ、当該地域内に事業所を設置又は整備して、当該地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主その他厚生労働省令で定める事業主（注）に対して、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとすること。

（注） 厚生労働省令で以下の事業主を定める予定。

（イ） 当該地域内に所在する事業所に職業に必要な高度の技能等を有する者を置き、かつ、当該地域内に居住する

求職者を雇い入れる事業主

（ロ） 当該地域内に設置又は整備する事業所に雇い入れる当該地域内に居住する求職者等について、職業に必要な技能等を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる事業主

（二）自発雇用創造地域

イ 政府は、五一の同意を得た地域雇用創造計画に係る自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するため、地域雇用創造協議会からの提案に係る当該地域内に居住する求職者等に対して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習等を行う事業その他厚生労働省令で定める

事業（注）であつて、当該地域における雇用の創造に資するものとして厚生労働大臣が適当と認めるものを、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとすること。

（注）厚生労働省令で以下の事業を定める予定。

（イ）当該地域内に所在する事業所の事業主であつて、新たな事業の分野への進出等に伴い当該地域内に居住する求職者を雇い入れようとするものの相談に応じ、助言、指導等を行う事業

（ロ）当該地域内に所在する事業所の事業に関する情報を収集及び提供し、並びに求職者等の相談に応じ、助言、指導等を行う事業

ロ 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、イの事業の全部又は一部を地域雇用創造協議会又は五二の厚生労働省令で定める団体に委託することができるものとすること。

ハ 地域雇用創造協議会を組織する中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該中小事業主体をして職業に必要な高度の技能等を有する労働者の募集を行わせようとする場合における職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定の特例を設けるものとすること。

二　国は、イからハまでの措置と地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとすること。

七　その他

(一)　国は、この法律に定める措置と地域における産業集積の形成及び活性化を促進するための措置等との連携等を図るものとすること。

(二)　罰則に関し所要の改正を行うこと。

(三)　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三　その他

一　施行期日

この法律は、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第一の三及び五については、平成十九年十月一日から施行するものとすること。

二　経過措置

この法律の施行に関し必要となる経過措置を定めること。

三

関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。